

(4) 行政財産の使用許可に係る使用料の減免基準の制定について

平成9年3月17日
総管第1353号
総務部長通知

[沿革] 平成22年2月12日総管第1639号改正、平成28年12月20日総管第1167号改正

行政財産の使用許可に係る使用料の減額又は免除（以下「使用料の減免」という。）については、個々の事案ごとに判断し運用してきたところであるが、当該事務の迅速かつ統一的な処理を図り、もって行政事務の簡素化に寄与させるため、別添のとおり行政財産の使用許可に係る使用料の減免基準（以下「減免基準」という。）を定めました。

関係各部局においては、行政財産使用許可に係る内容等を勘案し使用料の減免を行ってきたところと思われるが、平成9年4月1日以降は、下記事項に留意のうえ、「減免基準」に基づき適切に処理していただきたい。

記

1 基本的な考え方

使用料の減免は、「減免基準」の使用区分欄の各事項に該当する場合のみ行うものとする。

なお、「減免基準」の使用区分欄8では、総務部長と協議のうえ使用料の減免ができるようになっているが、減免基準の制定趣旨に鑑み、その取扱いにあたっては、特に留意していただきたい。

2 減免基準の使用区分欄について

(1) 減免基準の使用区分欄の1について

使用区分欄の1で「特に使用料の免除が必要であると認められるとき」というのは、公共用の上・下水道施設の用に供する場合又は県の事務・事業と密接な関連がある場合をいう。

なお、国又は公團等に対しては、地方財政法の趣旨に基づき原則として有償とすること。

(2) 減免基準の使用区分欄の2について

ア 使用区分欄の2で使用料を免除するのは、使用許可を受ける団体が県の庁舎内で執務の場所を確保する場合に限定されるものであること。

イ 使用区分欄の2の(4)は、県からの補助・出資等により、運営費の50パーセント以上がまかなわれている団体であること。

(3) 減免基準の使用区分欄の3について

使用区分欄の3で使用料を減免するのは、県が計画を策定し実施する福利厚生施設として使用する場合のみであること。

(4) 減免基準の使用区分欄の4について

使用区分欄の4で使用料を減免するのは、「利用者の状況等を勘案し、特に使用料の減免が必

要であると認められるとき」に限定されるものである。従って、使用許可申請者の財政事情が窮迫していても、このことを理由に直ちに使用料の減免対象とするものではないこと。

(5) 減免基準の使用区分欄の8について

使用区分欄の8で使用料を減免するのは、電柱、電話柱で、設置の目的が県の施設のみに役務を提供するためのもの。なお、専用柱が共用柱（県以外の者にも役務を提供するもの）になった場合は、そのときから使用料を徴収する。

(6) 減免基準の使用区分欄の9について

使用区分欄の9で使用料を減免るのは、事務の迅速かつ統一的な処理を図るという減免基準の制定趣旨に鑑み、安易に適用すべきではないこと。

3 経過措置

この減免基準の適用の日（平成9年4月1日）の前日までに使用許可を受け、使用料を減免しているものについては、なお従前の例による。

行政財産の使用許可に係る使用料の減免基準

使　用　区　分	減　免　率
1 国又は地方公共団体、その他の公共団体に使用させる場合で、特に使用料の免除が必要であると認められるとき。	10／10
2 県の指導監督を受け、県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする事業を行う団体の執務の用に供するために使用させるとき。 (1) 県職員が兼務し、実質的に県が運営している団体 (2) 県の事務又は事業を代行している団体 (3) 法令により義務的に設置されている団体 (4) 主として県の補助、出資等により運営されている団体	10／10 10／10 10／10 10／10
3 主に、県職員の利用に供するため、食堂、売店、理髪店等の福利厚生施設を設置する目的で使用させるとき。 (1) 地方職員共済組合、警察職員共済組合、公立学校共済組合 (2) 上記(1)以外の個人又は団体で、県が販売価格、利用料、営業時間等を規制しているとき。	10／10 7.5／10
4 県有施設を利用する者の利用に供するため、食堂、売店、理髪店等を設置する目的で使用させる場合に、利用者の状況等を勘案し、特に使用料の減額が必要であると認められるとき。	7.5／10
5 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として短期間使用せらるとき。	10／10
6 公益的団体が行う公益を目的とした事務・事業の用に直接供するため短期間使用せらるとき。ただし、収益を伴う場合は除く。	5／10
7 記念碑、慰霊碑、供養塔又はこれらに類するものを設置する目的で使用せらる場合に、特に使用料の免除が必要であると認められるとき。	10／10

8 県の施設への引き込み専用の電柱等敷として使用するとき

10／10

9 上記1～8までの基準によりがたいときは、総務部長と協議するものとする。